

## 平成 18 年度水質測定計画について

## 1 平成 18 年度公共用水域水質測定計画について

## (1) 測定地点数等

水 域	測 定 地 点 数		増 減
	平 成 17 年 度	平 成 18 年 度	
河 川	93 河川 ( 110 水域 ) 145 地点	94 河川 ( 111 水域 ) 146 地点	+ 1
湖 沼	16 湖沼 ( 16 水域 ) 30 地点	16 湖沼 ( 16 水域 ) 30 地点	0
海 域	13 海域 ( 13 水域 ) 34 地点	13 海域 ( 13 水域 ) 34 地点	0
計	122 河川等 ( 139 水域 ) 209 地点	123 河川等 ( 140 水域 ) 210 地点	+ 1

(注) 尾瀬沼の水質調査の際、参考のため計画外で実施していた大江川の測定地点 ( 1 地点 ) を計画に基づく測定地点として位置づける。

## (2) 水質測定項目

ア 生活環境項目：前年度と同様、水素イオン濃度 ( pH ) 等 10 項目について測定する。

イ 健康項目：前年度と同様、カドミウム等 26 項目について測定する。

ウ その他の項目：前年度と同様、特殊項目として銅等の 5 項目、その他の項目としてプランクトン等の 9 項目について測定する。

なお、これらの項目は、水域の状況に応じてそれぞれ選定し、測定を行う。

## (3) 測定頻度等

基本的に、前年度と同様であるが、「水質モニタリング方式効率化指針」(平成 11 年環水企第 186 号環水規第 163 号環境庁水質保全局長通知) 及び「河川水質調査要領(案)」(平成 17 年 3 月国土交通省河川局河川環境課) により効率化する。効率化にあたっての考え方は次のとおりである。

## ア 生活環境項目

基本的には、前年度の測定頻度と同じとするが、過去の測定結果において大きな変動がない項目 ( pH、生物化学的酸素要求量 ( BOD )、全窒素、全磷等 ) について、一部の測定地点で測定頻度を削減する。

また、全亜鉛について、一部の測定地点で測定頻度を増加する。

#### イ 健康項目

基本的には、前年度の測定頻度と同じとするが、水質発生源の立地状況を考慮し、一部の測定地点でカドミウム等の測定項目を追加する。

また、過去10年間の測定結果が環境基準を超過していない項目(トリクロロエチレン等揮発性有機化合物、チウラム等)について、一部の測定地点で測定頻度を削減する。

#### ウ その他の項目

基本的には、前年度の測定頻度と同じとするが、水質発生源の立地状況を考慮し、一部の測定地点で銅等の測定項目を追加する。

また、過去の測定結果で大きな変動のない項目(アンモニア性窒素等)について、一部の測定地点で測定頻度を削減し、河川の一部の測定地点で行っていたクロロフィルaの測定を行わないこととする。

#### (4) その他の調査

##### ア 要監視項目の測定

前年度に引き続いて、要監視項目(クロロホルム等29項目)の測定を行い、知見の集積に努める。なお、一部の測定地点においてフタル酸ジエチルヘキシル等の測定頻度を削減する。

測定地点数等 11河川14地点

##### イ トリハロメタン生成能の測定

水道水源水域におけるトリハロメタン生成能による水質汚濁の状況を把握するため、前年度に引き続いて、トリハロメタン生成能の測定を行う。

測定地点数 13河川15地点

##### ウ 猪苗代湖の補足調査

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画に基づく各種施策の進捗状況を把握するために、猪苗代湖岸周辺の水質の測定を「その他の調査」に追加する。

測定地点数 1湖沼 4地点

## 2 平成18年度地下水の測定計画について

### (1)測定地点数等

区 分		測定地点数			測定項目数		
		H 17	H 18	増 減	H 17	H 18	増 減
概況調査	メッシュ	31	30	- 1	775	750	- 25
	有害物質使用等工場・事業場	40	40	0	253	276	+ 23
定期モニタリング調査		201	207	+ 6	1,112	1,143	+ 31
合 計		272	277	+ 5	2,140	2,169	+ 29

### (2) 概況調査（メッシュ調査）

#### ア 測定地点数

県内を概ね10Km四方のメッシュに区分して、ローリング方式により5年程度のサイクルで全メッシュ（113地点）を調査する。

平成18年度は、30メッシュ30地点で調査を実施する。

#### イ 測定項目

地下水の水質汚濁に係る環境基準項目のうちアルキル水銀を除く25項目を調査対象項目とする。

### (3) 概況調査（有害物質使用等工場・事業場周辺調査）

#### ア 測定地点数

有害物質を使用又は製造している工場・事業場の構内にある井戸又はその周辺の直近の井戸を選定して、平成18年度は40地点について調査を実施する。

#### イ 測定項目

環境基準項目のうち、測定井戸の周辺の状況等に応じて選定する。

### (4) 定期モニタリング調査

#### ア 測定地点数

平成元年度から平成17年度までに実施した調査の結果、汚染が認められた地区の井戸について調査を実施する。

定期モニタリング調査の前年度との相違点は、次のとおりである。

3年間連続して環境基準以下等のため調査井戸を整理したものの 2地点

平成17年度の調査結果から新たに追加するもの 8地点

平成18年度の調査地点数

（平成17年度地点数）（削減数）（追加地点数）（平成18年度地点数）

201地点 - 2地点 + 8地点 = 207地点

イ 測定項目

汚染の認められた項目を基本として、測定井戸の周辺の状況等に応じて選定する。

(5) 汚染井戸周辺地区調査

平成18年度の上記(2)から(4)の調査の結果等により、新たに環境基準を超える汚染が判明した場合には、その汚染範囲を確認するために周辺井戸調査を行うこととしており、現時点では計上していない。

